経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社は上記の施工実績を有し、他の構成員は元請けとして完成・引渡しが完了した上記㋐、㋑の施工実績を有すること。ただし、上記㋐、㋑は同一工事であること。

異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

⑸　技術提案［施工計画］が適正であること。

3　総合評価に関する事項

⑴　落札方式

①　入札参加者は「価格」、技術提案［施工計画］及び「施工体制」をもって入札し、次の㋐、㋑の要件に該当する者のうち、⑵「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐、㋑　第１号３⑴①㋐、㋑に同じ。

②　第１号３⑴②に同じ。

⑵　総合評価の方法

①　「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、及び「加算点」の最高点を30点とする。

②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記㋐の評価項目の評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記㋑の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。

㋐　技術提案［施工計画］

㋑　施工体制（施工体制評価点）

③　第１号３⑵③に同じ。

④　②㋐、㋑の評価項目について、共通仕様書、特記仕様書及び関係法令を遵守し、一般的な施工機械により施工（詳細は入札説明書参照。）及び管理する方法を用いて作業を行う者で、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合に標準点（100点）を与え、さらに②㋐の技術提案［施工計画］及び②㋑の施工体制の内容に応じて、それぞれ加算点及び施工体制評価点を算出し与える。

⑤　②㋐の「技術提案［施工計画］」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑶　⑵②㋐の評価基準の詳細は入札説明書による。

⑷　⑵②㋐で求めた、技術提案［施工計画］については、履行状況から、受注者の責により入札時の評価項目の内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、５点を減ずる。

4　入札手続等

⑴～⑸　第１号４⑴～⑸に同じ。

⑹　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①、②　第１号４⑹①、②に同じ。

③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年１月18日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。

開札は、平成25年１月23日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　その他

⑴～⑾、⑭～⑰　第１号５⑴～⑹、⑻～⑿、⒂～⒅に同じ。

⑿　技術提案の採否　技術提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

⒀　競争参加資格の確認の通知において、技術提案により競争参加資格を認められた者は当該提案に基づく入札を行い、これに違反した入札は無効とする。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷, ⑸, ⑹　The same with notice above (No. 1).

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the superstructure of Kenou Expressway Satte area viaduct No. 7.

○第３号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　さがみ縦貫角田三栗山地区改良工事（電子入札対象案件）

⑶　工事場所　自）神奈川県愛甲郡愛川町角田
至）神奈川県相模原市緑区小倉字三栗山

⑷　工事内容　施工延長　Ｌ＝420ｍ　道路改良　１式　掘削工（現地）100,500㎥　掘削工（仮置きヤード）100,500㎥　篩い分け工　100,500㎥　地盤改良工　１式　固結工（深層混合処理）3,500本

⑸　工期　契約締結の翌日から平成26年８月29日まで。

⑹　本工事は、入札時にＶＥ提案として「深層混合処理工法による地盤改良を確実に行うための具体的な配慮事項」を受け付けるとともに、「工事全般の施工計画」を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ（総合評価落札方式）の試行工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑺～⑾、⑭～⑱　第１号１⑻～⑿、⒂～⒆に同じ。

⑿　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は相武国道事務所のホームページにより公表する。

⒀　本工事は「施工プロセスを通じた検査の試行について（平成22年３月29日付け大臣官房地方課長、技術調査課長）」による「施工プロセスを通じた検査」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、品質検査員による工事実施状況、出来形及び品質について確認を行うこととし、その結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査（完成技術検査を含む）を行うこととする。また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

ただし、契約締結日により工期が180日以下となる工事は、本項の試行対象工事としない。

2　競争参加資格

⑴、⑷、⑹、⑻～⑾　第１号２⑴、⑶、⑸、⑺～⑽に同じ。

⑵　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,200点以上であること（⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑸　平成９年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋐　深層混合処理工法の機械攪拌方式による地盤改良で、施工深度が20m以上の施工実績を有すること。

㋑　掘削または切土の土量が50,000㎥以上の工事の施工実績を有すること。

上記㋐、㋑は同一工事であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は上記㋐の施工実績を有すること。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。